

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 地方自治体の財源確保に向けた意見書を各関係機関へ提出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方自治体の財政不足が懸念されることを受け、国の地方財政への支援を求め、内閣総理大臣等に対して意見書を提出しました。
なお、意見書の内容については以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

相馬市議会議長 菊地 清次

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣 様

その他、請願第2 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出に関する請願、陳情第4 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の採択を受け、それぞれ各関係機関へ意見書を提出しています。

議会を通して、国などの各関係機関に対して、意見書を提出してほしいなどの要望がある場合は、請願書・陳情書の提出をお願いします。詳細は議会事務局（0244-37-2177）にお問い合わせください。

委員会活動報告

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会は、定例会及び閉会中に委員会を開催し、所管する市の事業に関して調査を行っています。ここでは、9月定例会中の調査事項の一部について、概要をお知らせします。

【総務】

「相馬市国土強靱化地域計画Ver1.0の内容について」

東日本大震災などで甚大な被害を受けた経験と近年の自然災害の激甚化及び頻発を踏まえて、国や県と連携して、様々な自然災害から人命を守ることを最優先に、地域・経済社会が致命的な被害を負わずに迅速に回復できる強靱なまちづくりを目指すため、策定したものの。

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。
計画の基本目標として、①人命の保護が最大限図られること。②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。④迅速



〈その他の所管事務調査〉
・防災メールの運用状況について

【文教厚生】

「福祉避難所の対象者の実態と運営について」

福祉避難所とは、災害発生時に一般の避難所では生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者等）が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所のこと。

福祉避難所への避難の対象となる方は、①災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、一定の要件に該当する方。②関係機関への個人情報提供に同意をする方のいずれにも該当し、市が作成している避難行動要支援者名簿に登録している方で、現在約100名が登録している。災害の発生が見込まれる場合に、事前に対象者

に避難や移送について確認をとり、必要に応じて移送機関や公用車を活用して、避難所への移送を行っている。

現在は、大雨による浸水想定区域に特化した名簿のみのため、今後、地震や津波なども想定した名簿の作成を進めていく予定となっている。

Q. 今後の見通しについて問う。

A. 現在調査中であるが、今後対象者が増えることも想定されるため、福祉避難所の数や移送方法についても検討を進めていく。



〈その他の所管事務調査〉
・まちづくり出前講座事業の現状と課題について
・市史編さん事業の現状と課題について

【産業建設】

「雨水排水対策について」

令和元年東日本台風並びに10月25日の大雨による浸水被害を踏まえ、雨水排水対策として、排水ポンプ車2台を購入することとしている。

運用に当たっては、相馬市総合建設業組合と緊急排水業務の支援に関する協定を締結しており、排水ポンプ車の運転や排水作業などの支援をいただくことになっている。

すでに、国土交通省主催の操作訓練への参加、市内での操作訓練、排水箇所の選定、進入経路等の確認も実施している。

排水ポンプ車2台は令和3年3月に納入の見込みとなっており、その間に排水ポンプ車が必要となった場合には、国土交通省に要請して手配する段取りとなっている。

また、排水ポンプ車の購入に併せて、旧庁舎跡地（市役所南側駐車場）に車庫を整備することとしており、令和3年3月中旬完成予定となっている。

Q. 消防団等との連携について問う。

A. 今回購入する排水ポンプ車については、消防団所有のポンプ車で対応が可能な小規模な水害の対応だけでなく、昨年の水害のような大規模なものにも対応ができるスペックの高いものになっているため、状況に応じて、消防団とも連携しながら、対応を進めていく。